改正後

提案基準21「既存建築物の再活用」

法34条14号 令36条1項3号ホ

◎ 立地基準編第2章第12節[審査基準 2]提案基準21(P88~P90)

1 本提案基準について

(1) 本提案基準の既存建築物について

既存建築物には、第二種特定工作物(ゴルフ場を除く)の建設の用に供する目的で開発許可を受けた土地の付属建築物も対象とする。(当該付属建築物の建築確認を受けた土地の範囲に限る。)

(2) 既存建築物が既に滅失又は除却されている場合について

既存建築物が既に滅失又は除却されている場合、次のいずれかに該当するものに限り、本 提案基準を適用することができる。

ア 令和7年10月31日以降に既存建築物が滅失又は除却された場合。

イ 令和7年10月30日以前に既存建築物が滅失又は除却された場合で、滅失又は除却からおおむね1年以内(火災、風水害等の災害による場合はおおむね3年以内)に本提案基準にかかる手続きを開始した場合。

2 要件1について

- (1) 「原則として10年以上」については、既存建築物の競売等の理由により用途変更することを余儀なくされた場合にあっては、当該建築物の建築後競売等の事実が発生するまでの期間適法に使用されていれば、当該期間が10年未満であっても対象とする。
- (2) 「社会経済状況の変化等によるやむを得ない事情」とは倒産、廃業、従前建築主の死亡 又は発展的な新業種への参入等をいう。

3 要件2について

- (1) 「当該市町村の土地利用計画、環境の保全、周囲の状況等に照らし支障がないもの」については、地元市町村長の意見書により確認する。
- (2) 要件3(4)ウの「地元市町村の意見を踏まえ」については、計画されている既存建築物の用途変更が地元市町村として支障ないか否かを地元市町村長の意見書により確認する。

なお、要件3(4)ウの「法第9条第10項に規定する準工業地域において立地可能であり、かつ原則として自己の業務用である建築物に限る。」について、申請に係る建築物の用途が、当該市町村の条例により規制されているもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業若しくは同法同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を目的としたものは本提案基準では取り扱わない。

現行

提案基準21「既存建築物の再活用」

法34条14号 令36条1項3号ホ

◎ 立地基準編第2章第12節「審查基準 2〕提案基準21(P88~P90)

1 本提案基準について

(1) 本提案基準の既存建築物について

既存建築物には、第二種特定工作物(ゴルフ場を除く)の建設の用に供する目的で開発許可を受けた土地の付属建築物も対象とする。(当該付属建築物の建築確認を受けた土地の範囲に限る。)

(2) 既存建築物が既に滅失又は除却されている場合について

既存建築物がやむを得ない理由により、既に滅失又は除却されている場合、<u>滅失又は除却</u>後おおむね1年以内であれば、本提案基準を適用することができる。

なお、火災、風水害等により既存建築物が除却、滅失された場合には、当該既存建築物の 再建に至る個々の事情を勘案しながら、おおむね3年を限度に本提案基準を適用することが できる。

2 要件1について

「原則として10年以上」については、既存建築物の競売等の理由により用途変更することを 余儀なくされた場合にあっては、当該建築物の建築後競売等の事実が発生するまでの期間適法に 使用されていれば、当該期間が10年未満であっても対象とする。

3 要件2について

「社会経済状況の変化等によるやむを得ない事情」とは倒産、廃業、従前建築主の死亡又は発展的な新業種への参入等をいう。

4 要件3について

- (1) 「当該市町村の土地利用計画、環境の保全、周囲の状況等に照らし支障がないもの」については、地元市町村長の意見書により確認する。
- (2) 要件3(4)ウの「地元市町村の意見を踏まえ」については、計画されている既存建築物の用途変更が地元市町村として支障ないか否かを地元市町村長の意見書により確認する

なお、要件3(4)ウの「法第9条第10項に規定する準工業地域において立地可能であり、かつ原則として自己の業務用である建築物に限る。」について、申請に係る建築物の用途が、当該市町村の条例により規制されているもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業若しくは同法同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を目的としたものは本提案基準では取り扱わない。

(3) 「原則として自己の業務用」については、既存建築物を再活用するにあたり既存建築物の改築を伴うことなく再利用するものであって、当該既存建築物全体を事業主が賃借(使用賃借)し、自ら業務用の用途に再利用する場合に限り「自己の業務用」であることを問わないこととする。

なお、当該既存建築物を原則として10年以上継続して賃借(使用賃借)することが契約書により確認できること。

4 要件5について

- (1) 「再活用にあたって、区画の変更を伴う場合」には、区画及び形質の変更を同時に行う場合を含むものとする。
- (2) 要件5(2)について
 - ア 「既存建築物の敷地」には、隣接する複数の既存建築物の敷地を一つにまとめた敷地を 含むものとする。
 - イ 「開発区域は既存建築物の敷地と同一区域であること」の運用については、本編 P40 提 案基準 6 「既存宅地開発」の「2 開発区域について」を準用する。

5 留意事項アについて

「農業の用に供されている倉庫」は、耕作等を行うのに必要な農機具等を収納するための建築物であり、必ずしも都市的土地利用がなされているとは言い難い面もある。特に、その位置が集落内ではなく、農業振興地域の農用地区域内にある農地(以下「農地ゾーン」という。)に囲まれている場合は、当該倉庫及びその周辺の土地は全体として農業的土地利用がなされているとみなす必要がある。このことから、「農業の用に供されている倉庫」が農地ゾーンに囲まれているとみなされる場合は、許可の対象としないこととする。なお、立地場所が農地ゾーンに囲まれているとみなされるか否かについて図1.2.3.4に参考例を示す。

(図1~図4 (略))

6 提出図書について

- (1) 要件3(1)(開発行為がある場合を除く。)に該当する場合は、開発(建築)行為事前協議制度で定める図書のうち、ク(建物平面図 建物立面図)を、要件3本文及び要件3(1)を満たす建築計画を行う旨の説明書にかえることができる。
- (2) 要件<u>5</u>(2) に該当する場合は、開発(建築)行為事前協議制度で定める図書のうち、ク(建物平面図 建物立面図)を、それぞれの敷地について要件<u>5</u>(2) イを満たす建築計画を行う旨の説明書にかえることができる。

(3) 「原則として自己の業務用」については、既存建築物を再活用するにあたり既存建築物の建替を伴うことなく再利用するものであって、当該既存建築物全体を事業主が賃借(使用賃借)し、自ら業務用の用途に再利用する場合に限り「自己の業務用」であることを問わないこととする。

なお、当該既存建築物を原則として10年以上継続して賃借(使用賃借)することが契約書により確認できること。

5 要件6について

- (1) 「再活用にあたって、区画の変更を伴う場合」には、区画及び形質の変更を同時に行う場合を含むものとする。
- (2) 要件6(2)について
 - ア 「既存建築物の敷地」には、隣接する複数の既存建築物の敷地を一つにまとめた敷地を 含むものとする。
 - イ 「開発区域は既存建築物の敷地と同一区域であること」の運用については、本編 P40 提 案基準 6 「既存宅地開発」の「2 開発区域について」を準用する。

6 留意事項アについて

「農業の用に供されている倉庫」は、耕作等を行うのに必要な農機具等を収納するための建築物であり、必ずしも都市的土地利用がなされているとは言い難い面もある。特に、その位置が集落内ではなく、農業振興地域の農用地区域内にある農地(以下「農地ゾーン」という。)に囲まれている場合は、当該倉庫及びその周辺の土地は全体として農業的土地利用がなされているとみなす必要がある。このことから、「農業の用に供されている倉庫」が農地ゾーンに囲まれているとみなされる場合は、許可の対象としないこととする。なお、立地場所が農地ゾーンに囲まれているとみなされるか否かについて図1.2.3.4に参考例を示す。

(図1~図4 (略))

7 提出図書について

- (1) 要件4 (1) (開発行為がある場合を除く。) に該当する場合は、開発(建築) 行為事前協議制度で定める図書のうち、ク(建物平面図 建物立面図)を、要件4本文及び要件4(1)を満たす建築計画を行う旨の説明書にかえることができる。
- (2) 要件<u>6</u>(2)に該当する場合は、開発(建築)行為事前協議制度で定める図書のうち、ク(建物平面図 建物立面図)を、それぞれの敷地について要件<u>6</u>(2)イを満たす建築計画を行う旨の説明書にかえることができる。